

# 船舶事故調査報告書

平成26年4月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年12月9日（月） 12時00分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市猿島南方沖 横須賀市所在の横須賀港西防波堤灯台から真方位145° 1.1海里付近 （概位 北緯35° 16.4′ 東経139° 41.8′）
事故調査の経過	平成25年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 海山丸、総トン数なし 250—31994、個人所有 2.41m (Lr) × 1.05m × 0.44m、FRP ガソリン機関、2.95kW、平成7年3月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 33歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年8月20日 免許証交付日 平成23年3月9日 （平成28年3月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機濡損等
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、猿島南方沖から横須賀市観音崎北側にある砂浜へ向けて航行中、船長が、船尾付近に置かれた工具箱へ腰を掛け、船首方を向き、左手で船外機の舵柄を握って操船していた。</p> <p>船長は、海上が平穏であり、船首方に航行船舶がないことから、釣りに使用した道具の整頓をしようと思い、船外機のスロットルグリップを増速側へ約8割の位置で固定し、船外機の舵柄から左手を離して下を向き、作業を始めた。</p> <p>本船は、猿島南方沖を速力7～8ノットで東進中、平成25年12月9日12時00分ごろ、船首方から波を受け、船外機が右舵一杯の状態となって右へ急旋回を始め、船長が、舵柄を握って急旋回を止めようと思い、舵柄に左手を伸ばしたものの、届かず、右舷側のガンネ</p>

	<p>ルが海面下となるまで傾斜し、海水が船内へ入り、右舷側へ転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船につかまっていたところ、付近航行中の遊漁船に発見されて救助され、遊漁船乗組員が海上保安庁へ本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、遊漁船により、付近の漁港へえい航されて陸揚げされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東南東、風速 約1.1m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、船体の前部に船体備付けの物入れを、船体の後部に釣り用の道具及び燃料タンクを格納した工具箱2個を、船尾に船外機をそれぞれ備えていた。</p> <p>船外機は、上部からエンジン、ドライブシャフト、ギアケース、プロペラ等で構成され、エンジンの左舷側に舵柄及び右舷側にシフトレバーを備え、舵柄の先端にスロットルグリップが設置されていた。</p> <p>エンジンの回転数は、スロットルグリップの捻りと連動したスロットルコントロールアームでキャブレターのスロットルバルブの開度を調整することにより、増減されていた。</p> <p>本船は、スロットルグリップに捻り角度の固定ネジが付設され、キャブレターのスロットルバルブの開度を一定にして運転することが可能であった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、航行区域を携帯電話のサービスエリア内とし、小型船舶用信号紅炎の同等物として携帯電話の備付けが認められていた。</p> <p>船長は、携帯電話を工具箱に入れていたものの、差し迫った危険もなく、工具箱を開放すれば、内部の書類等が流出する虞があったため、携帯電話の使用を躊躇していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、猿島南方沖を東進中、船長が、船外機のスロットルグリップの捻りを固定して舵柄から手を離し、下を向いて作業をしていたことから、船首方から波を受けた際、船外機が右舵一杯の状態となり、右へ旋回して右舷側のガンネルが海面下となるまで傾斜し、海水が船内へ入り、右舷側へ転覆したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、猿島南方沖を東進中、船長が、船外機のスロットルグリップの捻りを固定して舵柄から手を離し、下を向いて作業をしていたため、船首方から波を受けた際、船外機が右舵一杯の状態となり、右へ旋回して右舷側のガンネルが海面下となるまで傾斜し、海水が船内へ入り、右舷側へ転覆したことにより発生したものと考えら</p>

	れる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 携帯電話は、常時使用できる状態で携帯しておくこと。</li><li>・ 波浪の影響を受けやすい小型の船舶を操縦する場合は、舵柄から手を離さないこと。</li></ul>